

保護者の皆さまへ

未成年患者の診療における 親権者等の確認について

2026年4月1日から、父母の離婚後も父母双方を親権者とすることができる制度が始まりました。当院では、未成年患者に安全で適切な医療を提供するため、親権者など、医療に同意できる方を確認します。ご理解とご協力をお願いします。

親権者等の確認

- 初診・入院時、手術など重要な治療の前、家族状況に変更があったときなどに確認します。
- 必要に応じて、親権者等の立場を確認できる書類の提示をお願いすることがあります。
- 患者と同居・養育していることや、健康保険上の扶養に入っていることだけでは、確認できない場合があります。

治療への同意

治療の区分	同意の取扱い
日常的な診療	原則として、一方の親権者等の同意で行います。
手術など重要な治療	原則として、父母双方の意思を確認します。ただし、確認のために患者に必要な医療を不当に遅らせません。
緊急の治療	同意できる方や書類を直ちに確認できない場合も、救命などに必要な医療を優先します。

父母双方の意思を確認する場合も、同意書への署名は一人をお願いすることがあります。民法上の監護者が定められている場合は、当院が把握した内容を尊重して対応します。

連絡と情報共有

診療の日程など通常の連絡窓口は、原則として父母間で決めてください。連絡窓口となった方が、重要な治療を一人で決められるという意味ではありません。父母間の情報共有は、原則として父母自身でお願いします。病院は必要な医学的説明や安全のための連絡を行いますが、父母間の交渉、説得や伝言の仲介は原則として行いません。

患者本人への説明と安全への配慮

未成年患者にも、年齢や理解力に応じて説明し、本人の意見や希望を確認します。DV、虐待その他の事情により、安全な連絡や情報共有に配慮が必要な場合は、職員にお申し出ください。

親権等についてご不明な点は、患者相談窓口までご相談ください。

群馬県立小児医療センター 病院長

2026年10月1日